

かごしま県民
のための

自転車の安全で 適正な利用に関する条例

平成29年3月24日施行

交通安全
教育・啓発



自転車の
安全適正利用



燃ゆる感動かごしま国体マスコット
「ぐりぶー」

平成29年10月1日施行

乗車用
ヘルメット着用



自転車損害賠償
保険等への加入



保護者の中学生以下の子に
乗車用ヘルメットを着用させる義務

自転車利用者等の自転車
損害賠償保険等への加入義務

自転車条例のなぜ？ どうして？ 条例 Q&A

Q1

なぜ、この条例ができたの？

自転車が関係する交通事故の防止と被害者の保護を図り、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためです。



Q2

自転車利用者が気をつけることは？

自転車利用者は、交通ルールを遵守し、自転車が自動車と同じ車両であることを認識し、安全で適正な利用に努めることとされ、

- 自転車を定期的に点検し、必要に応じて整備を行う
- ヘルメットを着用する
- 同乗する幼児にヘルメットを着用させる(義務)
- 自転車損害賠償保険等に参加する(義務)

などが規定されました。



Q3

保護者としての責任があるの？

- 交通ルールやマナーについて話し合い、自転車の安全で適正な利用に関する技能、知識を習得させる。
- 中学生以下の生徒等にヘルメットを着用させる責任があります。(義務)



Q4

保険加入を義務化するの？

自転車保険への加入により被害者の保護(救済)や加害者となり損害賠償請求を負った場合の経済的負担を軽減するためです。



※自転車貸付業者・事業者も損害賠償保険等への加入が義務となりました。

《もし事故を起こせば…高額な損害賠償を命じられることもあります》

自転車での加害事故例



小学生が夕方、マウンテンバイクで坂道を下っていたところ、散歩中の歩行者に気づかず正面衝突。被害者は、頭を強打し意識不明で寝たきりの状態。(神戸地裁、H25.7.4判決)

賠償額 約9,500万円

自転車保険には

- 自転車向け保険
- 自動車・火災・傷害保険(共済)等に付帯するもの
- PTA 保険等のように団体で加入するもの
- 自転車安全整備士による自転車の点検・整備と併せて、自転車の車体に保険をかけるTS マーク付帯保険

などがあります。現在、加入している保険などを確認し、加入していない方は、必ず加入しましょう。



※ 本条例では、自転車損害賠償保険等への加入やヘルメットの着用などについて義務化していますが、罰則は設けておりません。

「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」の詳細は、鹿児島県ホームページを!